

令和9年4月に執行予定の統一地方選挙に関する依頼について

令和9年4月に統一地方選挙（静岡県議会議員選挙と湖西市議会議員選挙）が執行される予定です。日程は、10月頃に閣議決定されると思われます。日程が決まり次第、下記の2事項について依頼させていただきますので、どうぞご承知おきください。

【依頼事項】

○投票所となる施設の借用

選挙は県議、市議で別々の日に執行されます。

投票所の借用期間は、選挙前々日の金曜日の午後から選挙翌日の午前中までとなります。投票日が決まり次第、速やかに連絡いたします。

○投票立会人の推薦

各投票所における投票立会人を、1投票所につき、前後半2名ずつの、あわせて4名をそれぞれ推薦していただきますよう、お願いいたします。

投票日が決まり次第、速やかに関係する自治会長様へ推薦依頼を郵送させていただきます。

【参考：前回の統一地方選挙時】

閣議決定 令和4年10月14日

静岡県議会議員選挙 令和5年4月9日執行

湖西市議会議員選挙 令和5年4月23日執行

投票所施設の借用依頼発送 令和4年11月30日

投票立会人選任依頼発送 令和5年2月27日（回答期限：3月14日）

担当	湖西市選挙管理委員会 (総務課内)
TEL	053-576-1698
e-mail	soumu@city.kosai.lg.jp

広報等配達員の推薦の協力について

【依頼事項】

広報等配達員の推薦（1月頃推薦依頼）

※自治会によって、広報等配達員の人数は異なります。

【配達員の主な仕事内容】

◆広報こさいなどの配布物を受け取り、仕分けして、担当区域内の組長等に配達。

〈市からの配達日〉毎月15日。土曜・日曜・祝日の場合はその翌平日。

◆担当区域内の配布・回覧数に変更になった場合は、配達員から市の広報担当に連絡。

※自治会で戸数や組数の変更を把握した場合は、配達員にも連絡をお願いします。

【任期】

1年 ※継続意向がある場合は、更新可能。

【報償の支払い】

◆支払月 年度終わりの3～4月

◆支払方法 配達員の指定口座に振り込み

※本人以外（自治会や町内会名義）の口座に振り込むことも可能。

※配達員の口座に振込む場合は、源泉徴収後の額をお支払いします。

◆支払基準 広報こさいの配布部数×10円×年間の配達回数（12回）

※配達1回あたりの報償額が、静岡県の最低賃金額を下回る場合は最低賃金額が配達1回あたりの報償額となります。

※報償額の計算における配達部数は、4月15日の配布数とします。

【その他】

◆配達員は、自治会からの推薦を基に、市長が委嘱します。

◆広報こさいは、市民にとって大切な情報を盛り込んでいますので、自治会への加入の有無にかかわらず、すべての人に配布をお願いします。

◆回覧板の取り換えが必要な場合は、秘書広報課にご連絡ください。

秘書広報課 広報係

TEL : 053-576-4541 FAX : 053-576-1139

E-mail : public@city.kosai.lg.jp

太陽光発電設備等の設置に関する事業者への対応について

(1) 「湖西市再生可能エネルギー発電設備等の適正な設置に関する条例」について

2050年のカーボンニュートラル(脱炭素)に向けて、様々なところで脱炭素の動きが加速しており、湖西市内においても太陽光発電設備が設置されるようになりました。湖西市では「湖西市再生可能エネルギー発電設備等の適正な設置に関する条例」を施行し、再生可能エネルギー(野立て太陽光・風力・系統用蓄電池)の設置に必要な事項を定め、災害の発生の防止、自然環境及び生活環境の保全を図っています。

(2) 設置前の事前説明会について

条例では、再生可能エネルギー(野立て太陽光・風力・系統用蓄電池)発電設備等を設置しようとする事業者は、あらかじめ事業の周知と理解を得るために、地域住民等に対して説明会を開催しなければならないと定めています。また、地域住民は事業者に対して、説明内容について意見することができるかと定めています。

(3) 事業者への対応について

事業者から説明会開催の要望、開催場所や日時について相談があった場合、説明会開催の調整および近隣住民への周知をお願いします。また、ささいなことでも懸念事項などがありましたら、説明会時に事業者へお伝え願います。

説明会では設備に関する専門的用語が多く使われ、分かりにくいと感じる部分があります。市では有意義な意見交換ができるよう、別紙「説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)」を作成しました。説明会開催の折に、ぜひご活用ください。

(4) 事業者との協定締結について

令和8年4月1日から条例を改正し、説明会を実施した事業者に対し、災害発生の防止や自然災害及び生活環境の保全に関する事項について、意見の申出により協定の締結を求めることが可能となりました。

説明会后、協定書の締結が必要な場合は、14日以内に意見及び協定締結の意向を書面にまとめ事業者へ提出してください。

【お問合せ先】

静岡県湖西市吉美 3268 番地

湖西市役所 環境部 環境課 環境係

TEL:053-576-1141

FAX:053-576-4880

E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

太陽光発電設備等の設置に関する事業者への対応について

太陽光、風力発電及び系統用蓄電池設備を設置しようとする事業者は、**あらかじめ事業の周知と理解を得るために、地域住民等に対して説明会を開催**しなければならないと市の条例で定めております。その上で、事業者は、市内で対象となる再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、事業を実施しようとする日の60日前までに届出を行い、市長の同意を得る必要があります。

<説明会及び意見書について>

～対象となる事業～

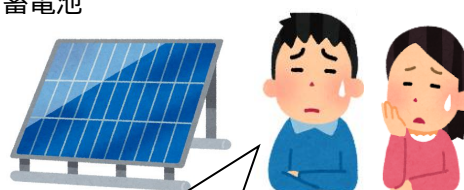
★発電出力が10kw以上の太陽光発電設備または風力発電設備

※住宅等の屋根など建築物に設置するものについては対象外です。

★蓄電または放電蓄電容量が50kw以上、事業区域が50㎡以上の系統用蓄電池

～説明内容～

- (1) 事業区域の範囲
- (2) 再生可能エネルギー発電事業の内容
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- (4) 再生可能エネルギー発電事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- (5) 前号の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項



ほんとにだいじょうぶ？

- ・工事
- ・維持管理
- ・排水
- ・災害時対応
- ・自然や生活への影響・・・

～意見書～

・地域住民等は、事業者に対して、説明会后14日以内に意見書を提出することができます。

※事業者と協定を結びたい場合は意見書へ記載し提出してください。

・事業者は、意見を申し出た地域住民等と協議しなければなりません。

・事業者は意見書の提出があった日から14日以内に、意見書に対する見解を示した書類を地域住民等に提出し、内容を説明し、理解を十分に得られるよう努めなければなりません。



<地域住民側の対応>

事業者から説明会の開催に関する連絡があったときは、以下のご対応をお願いします。

- ・事業者から説明会開催の要望、開催場所や日時について相談があった場合、調整をお願いします。また自治会長は、近隣住民への周知をお願いします。
- ・ささいなことでも懸念事項などがありましたら、説明会時に事業者へお伝え願います。
- ・説明会後は14日以内に意見を書面にてまとめ、事業者へ提出してください。
- ・別紙「説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)」をまとめたので、説明会開催時や意見書作成時にご活用ください。
- ・様式5「地域住民説明会報告書」には、自治会住民代表者の押印欄があります。これは、記載の報告内容と説明会の内容が相違ないことを認める押印となります。

【お問合せ先】 湖西市役所 環境部 環境課 環境係
TEL:053-576-1141 E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)

チェック欄

■ 工事について

- 工事の期間と時間帯は？(土日祝日、早朝や夜間も行うのか)
- 工事車両はどこに駐車するのか？(道路に駐車して通行の邪魔にならないか)
- 通行・往来する工事車両の大きさ・台数は？
- 道路(通路)が損傷しないか？(土地がへこまないか。通行人の安全は確保されるか。)
- 工事期間中、騒音、振動、砂埃が出ないか？
- 事業地は借地か？(どのような契約か。期間はいつまでか。)
- 事業地は盛土や切土をするのか？
- 太陽光パネルや発電設備(フェンスなど含む)は、隣地からどれくらい距離を置いて設置するか？
- パネルの架台はどのようにして固定するのか？(地盤の調査は行うのか、強度は十分か)
- 実際の工事が始まる前に、業者から事前連絡はあるのか？
- 工事期間中、現場の責任者は常駐するか？
- 現場の責任者は、工事に対する要望があった場合、丁寧な対応を行えるのか。
- 工事期間中に、周辺土地に何らかの影響や損害があった場合は、誰がどのように対応されるのか。
- 隣接地に住む人への健康被害はないか？

■ 地形について

- 傾斜地に設置する場合、土砂崩れの防止対策は？
- 森林に設置する場合、伐採により雨水が敷地外に流出する量が多くなると思うがその対策は？
- 農地などに設置する場合、パネルに落ちた雨がそのまま勢いよく流れるため、土砂や雨水が敷地外に流れ出ると思うが、その対策は？
- 事業地がもともと田んぼで水はけが悪い。雨水などを地面に自然浸透させる計画の場合、それで問題ないか？

■ 排水について

- 湖西市の雨量を考慮した排水路はあるか？
- 排水先はどこになるのか？
- 年々、過去最大の降雨量が記録されているが、想定する雨の量はどのくらいか？
- 発電の事業区域内に貯める場合、雨水の貯水により虫が発生した場合の対処方法は？
- 太陽光パネルに落ちた雨は、山林や農地などと比べ、そのまま勢いよく流れ出ると思うが、その水は、どのように処理されるか？
- 排水先が側溝や水路などの場合、溢れることはないか検証しているか？
- 事業区域内に水を自然浸透させる場合、どのくらいの時間分を貯める計算か？
- 工事により水道水源の水質や、公共用水域の水質が阻害されることはないか？

■ 維持管理について

- 事業地に連絡先が記載してある標識(看板)をきちんと設置するか？
- 安全上、フェンスは設置するか？
- 設備に異常があった場合、すぐに現地へ駆けつけ対応できる体制なのか？

- 暴風雨により、ソーラー設備周辺家屋の瓦や壁などが破損し、ソーラー設備に損害を与えた場合、また、逆に民家にソーラーパネルなどが損害を与えた場合は、どのような対応をとるか？
- 点検は、誰が、どのような内容で、どのような頻度で行うのか？
- 草刈りは、誰が、どのような頻度で行うのか？
- 事業地から建設残材の飛散や雑草の繁茂等、周辺環境への影響がないよう対策はするのか？
(除草剤などの散布する場合、事前に散布日時等を周知してほしい。)
- 設置した施設を売却する予定はあるか？その際は、近隣住民などに周知の連絡があるか？
- 将来、何らかの理由でソーラー事業をやめたり、会社の存続がなくなる事態があったりした場合の対応は？
- 廃棄はいつなのか？放置されることのないよう処分計画・処分費用の積立計画はあるのか？

■ 騒音・反射光について

- 反射光の対応方法は？(低反射性のパネルか。まぶしい場合はパネルの角度を調整可能か。)
- 反射光などの影響で、暑さが増すのではないか？
- パワーコンディショナーの音はどの程度か？
- 蓄電池の音はどの程度か？

■ 営農型太陽光発電設備について

- 営農型の場合、誰が、何の農作物を育てるのか？(営農作業の頻度は)
- 営農型の場合、パネル設置位置が高く、パネル下からの風の影響が大きいと思うが、台風等によりパネルが外れて飛来するなどの事故の可能性は？
- 営農と言っているが、目的は太陽光発電で、農作業は、ほとんど行わないのではないか。

■ その他

- 国の固定買取制度(FIT・FIP 制度)は活用するのか？
- 太陽光発電設備の設置に関して国(経済産業省)への手続きが必要と考えるが、今回の計画も手続きは不備なく行っているのか。
- 太陽光パネルで発電した電気はどうなるのか。
- 計画や設計に関する基準は、適合しているのか。また、その内容は、国が確認しているのか。
- 事業地は接道要件を満たしている場所なのか。
- 周辺で太陽光発電設備の建設が進み、住宅が取り囲まれ、日常生活を送るのに障害が発生する可能性についてどう考えているか？

など



【お問合せ先】
 静岡県湖西市吉美 3268 番地
 湖西市役所 環境部 環境課 環境係
 TEL:053-576-1141
 FAX:053-576-4880
 E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

防疫薬剤の配布について

わたしたちの身のまわりには多くの害虫の発生源があります。
発生源に防疫薬剤を使用することで、効率よく害虫の発生を抑制することができます。
害虫（ハエ、蚊の幼虫など）駆除のための薬剤を自治会に配布します。

【害虫の発生源】

雨水マスや側溝などの溜まっている水や壁面などの汚泥は、蚊、ユスリカやチョウバエなどの発生源になります。

【薬剤の効果】

薬剤は、発泡性の錠剤ですので水中に投入すると炭酸ガスを発生しながら溶け、隅々まで拡散します。雨水マスや側溝などを清掃した後の散布は、より効果的です。
害虫の幼虫・さなぎに作用し駆除します。
ほ乳動物や魚介類に対して安全性の高い薬剤です。

【薬剤使用方法】

配布薬剤名：アース・スミラブ発泡錠（2錠分包）

側溝に散布する場合の用法、用量

降雨時に溜まる水深を想定して、下記表を目安に直接散布します。

側溝幅	深さ	使用方法
30cm	5cm	10mごとに1錠散布
	10cm	6mごとに1錠散布
	15cm	3mごとに1錠散布

【薬剤の受渡について】

事前に必要数及び日時をご連絡いただきますと、速やかにお渡しできます。
薬剤効果があがるように、自治会単位での薬剤散布を推奨します。
薬剤の受取は、散布までの薬剤保管の関係上、自治会役員の方に来ていただき、環境課窓口でのお渡しとなります。その際、受取者の署名をお願いします。
なお、薬剤が余りましたら、誤飲及び不適切な使用防止のため、自治会で保管せず、環境課まで返却願います。

環境課 生活係

TEL (053) 576-4533 FAX (053) 576-4880

E-mail : seikatsu@city.kosai.lg.jp

災害時避難行動要支援者承諾者名簿について

災害対策基本法に基づき、災害時に避難行動の支援が必要となると想定される方の名簿を作成しています。名簿掲載者のうち、自治会、自主防災会、民生委員への平常時の情報提供に同意した方の名簿を配付します。

【避難行動要支援者とは】

災害時に自分や家族だけでは避難することが困難な方で、次のいずれかに該当する方（施設等に入所している方は除きます）

- ① 要介護3以上の方
- ② 身体障害者手帳（1級・2級）を所持している方
- ③ 療育手帳（A判定）を所持している方
- ④ 市の緊急通報サービスまたは配食サービスを利用している方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している方（希望者のみ）
- ⑥ 静岡県の難病医療費助成を受給している方（希望者のみ）
- ⑦ 人工呼吸器等を使用している方（希望者のみ）
- ⑧ ①～⑦に該当しないが準ずる状態にある方

【避難行動要支援者承諾者とは】

避難行動要支援者のうち、地域防災関係者への平常時の情報提供に同意した方です。

令和8年3月時点で、約850名が同意しています。

自治会長の皆様には、自治会単位の手帳を配付します。

【避難行動要支援者承諾者名簿の活用について】

災害時の安否確認や防災訓練、個別避難計画の作成など、地域の実情に合わせてお役立てください。なお、名簿掲載者への救助責任等を生むものではありません。

【名簿の配布先について】

市から、自治会長の皆様・自主防災会の皆様・民生委員の皆様に配付します。

【名簿の管理について】

個人情報に記載されています。適切な管理をお願いいたします。

担当 地域福祉課 福祉総務係
電話 053-576-4873
E-mail:chifuku@city.kosai.lg.jp

個別避難計画作成事業(ひなんさんぽ)について

令和7年度は新居地区全域で、個別避難計画の作成とひなんさんぽを行いました。
ひなんさんぽとは、自宅から避難場所までの「経路」と「時間」を避難行動要支援者と地域の方が一緒に確認する取り組みです。

参加者

- 要支援者と家族 ●サポート実施者※1
- 自治会 ●自主防災会 ●民生委員
- 湖西市社会福祉協議会 ●行政

計 約 190 人

※1 避難行動要支援者の近隣住民で、避難の手助けや声かけをする人。



自治会・自主防災会・民生委員にお願いする事

-1-

説明会への出席。
(6月、10月)
地域ごとに必要事項の決定や資料の作成をします。

-2-

個別避難計画を作る対象者を訪問。
計画作成とひなんさんぽ参加の同意を得ます。

-3-

サポート実施者(要支援者の避難を支援する人)を訪問。役割の説明とひなんさんぽ参加の同意を得ます。

-4-

ひなんさんぽ当日。要支援者と一緒に避難場所まで歩きます。

令和8年度の取り組みについて

鷺津東地区・鷺津西地区・白須賀地区で「ひなんさんぽ」を実施予定です。

対象地域の皆様には、後日説明会の案内を送付いたします。何卒、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

＜令和8年度スケジュール＞		
6月13日(土)	第1回説明会	健康福祉センター(おぼと)
10月25日(日)	第2回説明会	健康福祉センター(おぼと)
11月1日(日)	ひなんさんぽ当日	各地区

日本赤十字社会員増強運動について

日本赤十字社の会費収納業務にご協力をお願いいたします。

※会費は、指定口座への振り込みをお願いいたします。

【日本赤十字社会員増強運動とは】

日本赤十字社（以下、日赤）の活動や理念を理解していただき、日赤会員を募る活動です。集められた資金は日赤の組織の基盤となっています。日赤会員となることで、国内外の災害救助活動をはじめ、奉仕活動、社会福祉など国際的な人類の助け合い運動の仲間入りをしています。

※会員 日赤の目的に賛同し、活動を支援する個人または団体で、会費として年額 500 円以上を納入した方。

【会員募集の流れ】

1. 会費の取りまとめ依頼（自治会依頼事項説明会／4月15日）
市→自治会長→町内会長→組長→各世帯
2. 会費の集金（5月中）
3. 会費・口座登録用紙・集計表を市へ提出（6月30日締切）

○会費…指定口座へ振り込んでください。

○口座登録用紙（水色）・集計表…返信用封筒で地域福祉課に郵送してください。

4. 日赤静岡県支部へ送金（7月）
全自治会の入金確認後、市で集計し日赤静岡県支部へ送金します。
5. 集金手数料の支払い（11～12月頃）
手数料として集金額の約7%を市から自治会口座へ振り込みます。
※市への振込手数料が発生した場合は、自治会（町内会）への手数料と共に清算します。

例年、「赤十字しずおか 特別号」を全戸配布しておりましたが、広報配達事業の見直しにより外部団体広報紙の全戸配布及び回覧が廃止されました。これに伴い、「赤十字しずおか」の全戸配布も廃止予定でしたが、手続きの誤りにより、全戸分の広報紙が市に納品されました。つきましては、今年度に限りチラシの全戸配布にご協力いただきますようお願いいたします。

【詳細について】

自治会依頼事項説明会後に配付した資料（日赤の手提げ袋に入っています）をご参照ください。

担当 地域福祉課 福祉総務係
電話 053-576-4873
E-mail:chifuku@city.kosai.lg.jp

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員について

- ①名称 民生委員は、児童委員を兼ねるため、「民生委員・児童委員」と呼ばれます。
②任期 1期3年 現任期 令和7年12月1日から令和10年11月30日まで

地域住民の身近な相談相手、見守り役、関係機関へのつなぎ役として、地域福祉において大きな役割を果たしており、地域福祉の質の確保のために不可欠な存在です。

誰もが住みよい、福祉のまちづくりを推進するため、ぜひ、自治会活動との協力・連携をお願いいたします。

民生委員後任候補者選出の御礼について

令和7年度は民生委員児童委員の一斉改選の年でした。自治会をはじめ、町内会の皆様におかれましては、候補者の選出に多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございました。

次回一斉改選について

民生委員・児童委員の任期が令和10年11月末をもって終了します。任期満了に伴い退任意向を示した委員の担当地区については、下記の日程で後任候補者の選出を進めたいと考えております。お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

【一斉改選の流れ】

年月	地域福祉課	自治会
令和9年2月	現民生委員・児童委員へ退任・再任意向調査（第1回）を実施	
令和9年4月	退任意向調査（第1回）の結果を基に、自治会へ後任候補者選出を仮依頼	
令和9年7月	現民生委員・児童委員へ退任・再任意向調査（第2回）を実施	
令和9年9月上旬	退任意向調査（第2回）の結果を基に、自治会へ後任候補者選出を正式依頼	
令和9年10月上旬 ～ 令和10年5月末		候補者が見つか次第、地域福祉課へ推薦書の提出

担当 地域福祉課 福祉総務係
電話 053-576-4873
E-mail:chifuku@city.kosai.lg.jp

【依頼】湖西市保健推進員の推薦及び地区活動への協力について

【令和9年度 保健推進員の推薦について】

保健推進員は、自治会から推薦され、市長の委嘱を受けて、2年の任期で活動しています。

令和9年3月31日をもって任期が終了する保健推進員の後任候補者の推薦をお願いいたします。

10月に改めてご依頼及び保健推進員の活動内容等についてご説明に伺います。

【地区活動への協力について】

- ・保健推進員が各地区で市民向けの教室を開催するにあたり、案内チラシの回覧にご協力をお願いいたします。
- ・保健推進員による健康づくりの啓発活動（資料を配布しながら説明を行うなど）を、自治会の会合やイベント等で実施したいと依頼があった場合は、ご協力をお願いいたします。

《保健推進員とは》

- ・保健推進員は、「自分の健康は自分で守る」をスローガンに、市民の健康意欲の高揚と健康づくりの推進を目的に活動する団体です。
- ・保健推進員は年6回程度の健康づくりに関する研修を受けながら、各地区で市民向けの教室の企画運営や、健診受診の啓発などの取り組みを行っています。
- ・市内全域を8地区に分け、定員68名で活動しています。

健康増進課 健康づくり係

TEL : 053-576-1114

FAX : 053-576-1150

【依頼】胸部集団検診時の会場借用・会場の鍵の開け閉めについて

【胸部集団検診とは】

4月から11月に市立湖西病院の胸部検診バス（胸のレントゲンバス）が湖西市内の各会場を巡回します。

《依頼内容》

【会場の借用】

胸部検診実施のための会場借用をお願いしております。借用対象会場の自治会長様へは借用依頼書を送付いたします。

【会場の鍵の開け閉め】

会場によっては室内で受付を実施させて頂きたく、検診時間前後に会場の鍵の開け閉めをお願いしております。こちらも対象自治会長様へは依頼書を送付いたします。

令和8年度の胸部検診の日程については別紙をご確認ください。

以上、ご協力をお願いいたします。

健康増進課 健康づくり係

TEL : 053-576-1114

FAX : 053-576-1150

令和8年度 胸部集団検診日程

月	日	曜日	会場	実施時間		受診券表記時間
				開始時間	終了時間	終了時間
4	20	月	健康福祉センター(おぼと)	13:20	15:40	15:30
	21	火	市立湖西病院駐車場	13:10	15:10	15:00
	24	金	南上の原集会所(きずな館)	8:30	11:20	11:10
			新居地域センター	13:20	15:20	15:10
	30	木	境宿公会堂	8:30	9:30	9:20
			5区公会堂	10:10	10:40	10:40
			1区公民館	11:00	11:30	11:30
住吉公民館			13:30	15:10	15:00	
5	7	利木集会場	8:30	8:50	8:50	
		北部多目的センター	9:20	10:50	10:40	
		はつらつセンター(入出)	13:30	15:30	15:20	
	18	月	西部地域センター	8:40	11:10	11:00
			梅田コミュニティセンター	13:30	15:20	15:10
	21	木	新居地域センター	8:40	10:40	10:30
			上ノ原公会堂	13:30	15:10	15:00
6	1	市場公会堂	8:30	9:20	9:10	
		河原公民館	10:00	10:50	10:40	
	2	火	太田公民館	8:30	9:20	9:10
			はつらつセンター(入出)	10:10	11:40	11:30
	9	火	三ツ谷公民館	8:30	10:00	9:50
			宮本集落センター	10:40	11:20	11:10
			新居地域センター	13:20	15:20	15:10
11	木	健康福祉センター(おぼと)	9:00	11:20	11:10	
		南部構造改善センター	13:30	14:50	14:40	
10	19	月	表鷲津コミュニティ防災センター	13:20	15:40	15:30
	20	火	新居地域センター	13:20	15:20	15:10
	22	木	健康福祉センター(おぼと)	13:20	15:40	15:30
	26	月	市立湖西病院駐車場	13:10	15:10	15:00
11	5	木	南上の原集会所(きずな館)	13:30	15:40	15:30
	9	月	郷南公民館	13:20	15:20	15:10
	19	木	新所区民広場(むつみ荘)	13:30	15:50	15:40
	24	火	新居地域センター	13:20	15:20	15:10
	30	月	健康福祉センター(おぼと)	13:20	15:40	15:30

【連絡】コーちゃん健康マイレージ指定事業について

コーちゃん健康マイレージは、市民の健康づくり、介護予防、社会活動の実施に対してポイントを付与し、満点カードを応募することで、抽選で景品が当たる事業です。参加者は自分で立てた目標を実施することで1ポイント、市が指定する事業に参加することで2ポイント(コーちゃんスタンプ)貯めることができます。

市が指定する事業の中に、「自治会で行う健康づくり、介護予防、社会活動」も含まれています。

自治会で健康づくりや介護予防、社会活動に関するイベントを開催する場合に、ポイントを付与するためのスタンプ等の物品を貸出いたしますので、健康増進課へご連絡ください。

【実施期間】

令和8年6月1日～令和9年2月1日

【貸出しできる物品】

- ・コーちゃんスタンプ、LINE用2次元コード等ポイント付与に関する物品
- ・のぼり旗

※使用後は健康増進課に返却してください。

【配布できる物品】

- ・ポイントカード付パンフレット
- ・ポスター

健康増進課 健康づくり係
TEL : 053-576-1114
FAX : 053-576-1150

湖西市防犯灯のLED化について

市では、防犯環境の整備、電気料金の効果的な削減、並びに環境負荷の低減を図るため、市内の全域の防犯灯を「ESCO事業」を導入し、LED防犯灯に改修しました。
湖西市で管理するLED防犯灯には、「湖西市●○○○○」と書かれた黄色い管理プレートもしくは白い管理ステッカーがついています。(●→K、E、S いずれかのアルファベット、○○○○→4桁の数字が記載されています。)今後、防犯灯の不点灯・不具合を見かけましたら、下記コールセンターまでご連絡をお願いいたします。

東芝 ビルファシリティコールセンター
TEL「0570-666-181」

*ナビダイヤルでの受付（防犯灯はガイダンス番号①となっております）

*夜間休日含め24時間対応

*通話料については、発信元のご負担となります。

湖西市で管理する防犯灯には管理プレート等がついています。

【LED防犯灯】



【管理プレート】



【管理ステッカー】



コールセンターに伝える項目

- ①……氏名
 - ②……連絡先
 - ③……「湖西市●○○○○」
 - ④……内容(状況)
- ①～④必須
- ⑤……住所(防犯灯設置場所)

自治会への各種依頼・連絡

防犯灯に関する要望について

【新設】

防犯灯の新設を要望する場合、別添の「防犯灯新設要望書」に必要事項を記入して5月29日（金）までに提出してください。

※場所が分かるように地図・電柱番号を必ず記載してください。

【不点灯・修繕】

LED灯具の不点灯・修繕を要望する場合は、随時受け付けておりますので、別添のコールセンターへご連絡ください。

なお、専用柱の腐食等は、市役所危機管理課までご連絡ください。

危機管理課 安全まちづくり係

Tel 053-576-4538

Mail kikikanri@city.kosai.lg.jp

会合での通訳、文書の翻訳、外国語チラシについて

【会合での通訳・文書の翻訳】

1 対応言語

- ・ポルトガル語、スペイン語

※その他の言語（英語、中国語、ベトナム語等）についてはご相談ください。

2 通訳・翻訳できる文書

- ・自治会の活動に関する通知や会合に限ります。個人や私的な機関・団体に関するものは、お引き受けできません。

3 申込方法

- ・依頼書（自治会長名義）と翻訳原稿をメールで下記アドレスまで提出してください。

※依頼書の様式は、市ウェブサイトに掲載しています。

[湖西市 自治会 翻訳](#) で検索 または 下の二次元コードからダウンロードできます。



4 申込期限

- ・3週間～1ヶ月前までに依頼をお願いします。
- ・依頼が重なったり、分量が多かったりする場合には、希望の納期までに翻訳できないことがあります。事前にご相談ください。

5 翻訳原稿について

- ・翻訳原稿は Word（ワード） で作成してください。
- ・伝えたい必要な内容だけを簡単にまとめた方が伝わります
（例：「集金のお願い」「草刈りについて」など）。

【外国語チラシについて】

- ・外国人市民の転入の際には、市民課、新居支所で下のチラシを渡しています。別途、必要なときはお申し出ください。

「自治会に入りましょう！（お知らせ）」…ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、やさしい日本語

「ごみカレンダー」…ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語

市民課 協働共生係

Tel 053-576-1213

Mail kyodo@city.kosai.lg.jp

町内会、組の新設等について

世帯数の増減により、町内会や組を新設・合併・変更・廃止する場合には、下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- 町内会の新設・合併・変更・廃止の場合
 - ① 町内会（設立・合併・変更・廃止）届
 - ② 設立総会の議事録
 - ③ 規約
 - ④ 区域図
 - ⑤ その他（市が提出を求める書類）

- 組の新設・合併・変更・廃止の場合
 - ② 組（設立・合併・変更・廃止）届
 - ② 構成員名簿
 - ③ 区域図
 - ④ その他（市が提出を求める書類）

【提出時期】

変更等予定の1ヶ月前までに提出してください。

市民課 協働共生係
TEL 053-576-1213
E-mail kyodo@city.kosai.lg.jp

令和8年度 緑の募金運動について（お願い）

【要旨】

≪内容及び目的≫

『緑の募金』は、森林の造成や緑化推進のため、また緑化意識の普及啓発のため、自治会・町内会等での地域募金運動をお願いするものです。この募金は、年度末に各自治会・町内会の公共性の高い場所への植樹用苗木や植栽用堆肥、移植ごてなどの緑化資材として還元されます。

※自治会・町内会の所有地以外に植樹される場合は、土地の所有者、又は管理者の了承を必ずもらってください。

≪自治会への依頼事項≫

- ① 募金の取りまとめ（募金額は任意ですが、目安としては1世帯あたり50円程度でお願いします。）

〈その他〉

※緑の募金シールについては、自治会長様の事務負担も考慮し、配布は廃止となりました。ただし、必要な場合にはお渡ししますので必要枚数を産業振興課までお知らせください。

- ② 募金の振込（期限令和8年6月30日（火））

≪募金振込以降の予定≫

- 12月～1月 : 苗木の希望調査（募金額に応じた各自治会、町内会毎の配布金額を目処に調整）
2月～3月 : 苗木などの配布

～次ページへ続く～

《参考：令和7年度実績》

○募金総額 778,615 円（前年比 -9,115 円）

○静岡県グリーンバンクからの交付金 442,000 円（前年比 -10,000 円）

【算定数式】

○令和7年度募金分交付額

778,615 円 × (1 - 0.22)（緑の羽根等の必要経費 21.4%）

× 0.7（協会からの交付割合） = 425,000 円（千円以下切捨）

○活動経費精算額 17,000 円

※活動経費精算額とは、募金活動経費として 25%を控除していましたが、令和6年度決算において 21.4%に確定したので、その差額の精算額

○令和7年度募金分交付額 425,000 円 + 活動経費精算額 17,000 円 = 442,000 円（交付額）

《令和7年度緑化資材配布実》

苗木等の配布 67 本、資材の配布等（堆肥等）

【内訳】

・ アメリカ花水木（赤）（H-2.0m）	8,000 円 × 3 本 = 24,000 円
・ カワズザクラ（H-1.0m）	1,900 円 × 3 本 = 5,700 円
・ ソメイヨシノ（H-1.0m）	1,500 円 × 26 本 = 39,000 円
・ イロハモミジ（H-1.5m）	2,500 円 × 3 本 = 7,500 円
・ サツキ（H-0.4m W-0.5m）	1,100 円 × 3 本 = 3,300 円
・ ケヤキ（H-3.0m C-10cm）	6,500 円 × 2 本 = 13,000 円
・ イヌマキ（H-1.2m）	1,800 円 × 6 本 = 10,800 円
・ クロガネモチ（H-2.0m）	4,500 円 × 5 本 = 22,500 円
・ シラカシ（H-2.0m）	3,800 円 × 5 本 = 19,000 円
・ ヤマモモ（H-2.0m）	5,900 円 × 5 本 = 29,500 円
・ ヤブツバキ（H-1.5m）	4,800 円 × 5 本 = 24,000 円
・ 紅梅（H-1.0m）	1,600 円 × 1 本 = 1,600 円
・ 榊（H-1.0m）	1,800 円 × 3 本 = 5,400 円
・ 炭（30ℓ/袋）	2,200 円 × 33 本 = 72,600 円
・ あつみ花の里（25ℓ/袋）	1,400 円 × 6 袋 = 8,400 円
・ バーク堆肥（40ℓ/袋）	900 円 × 33 袋 = 29,700 円
・ 運搬費	1 回 = 13,885 円
（その他）	
・ 緑化用資材（堆肥）	101,126 円
・ 緑の募金資材	10,989 円

合計 442,000 円

森林整備でお困りの皆様へ

～湖西市森林保護整備事業費補助金のお知らせ～

<趣旨>

湖西市に交付される「森林環境譲与税」を活用して、森林整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に森林整備が必要な森林について、必要な森林整備を行うことを目的とする。

<対象となる森林>

湖西市森林整備計画対象民有林で以下の様な森林

- ・竹林や広葉樹林が適正に管理されず、土砂災害等が起こる可能性がある場所。
- ・湖西市道など公共性が高い施設に隣接し、事故等の危険性が高い場所。
- ・倒木し、電線等にかかる可能性が高い場所。 など

整備前

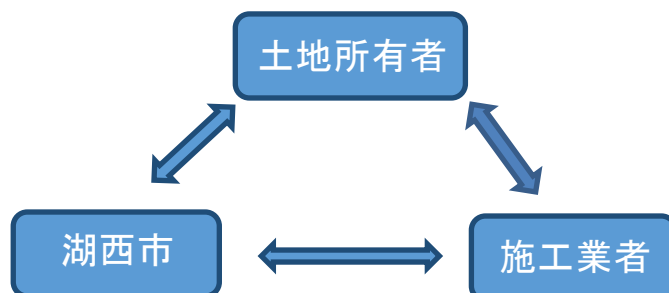
イメージ写真

整備後



<補足事項>

- ・静岡県が実施する「森の力再生事業」では、県道沿など、より公共性の高い場所ですが対象とならないが、本事業では、市道沿など、より広域的な範囲で対象となる。
- ・整備完了後、3年間は対象森林を適正に管理し、森林の状況を市への報告する必要があるため、土地所有者の理解が必要。



3者連携し、湖西市内の森林を適正に管理していきましょう

湖西市役所 産業振興課

農業水産振興係

TEL 053-576-1216

Email nousui@city.kosai.lg.jp

道路河川愛護事業について

【依頼時期】

5月中旬から10月下旬（特に春と秋）

【要 旨】

地域住民の参加による道路美化運動を実施することにより、道路愛護思想の普及啓発を図るとともに、安全で快適な道路環境づくりを行う。

道路河川愛護事業について

地域住民の参加による道路美化運動を実施することにより、道路愛護思想の普及啓発を図るとともに、安全で快適な道路環境づくりを行うものです。

「自分たちの住む地域を、自分たちの手により美しくする」ことで、地域への愛着と連帯感が生まれ、安全で快適な環境づくりが進むと考えておりますので、自治会をはじめとする地域住民の皆様方のご理解とご協力により、道路河川愛護を進めて参りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

《対 象》

- ・道路側溝や水路のドブさらい
- ・道路法面や河川堤防の草刈り
- ・道路に出ている木枝の処理
- ・植樹帯の草刈り 等

《対象外》

- ・私道
- ・神社
- ・自治会や町内会所有地の公民館敷地内
- ・自治会管理又は管理委託の公園
- ・市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅 等

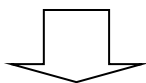
◆道路河川愛護事業の流れ

1 日程の調整

前年度末に各自治会のご要望を伺って、次年度の日程や資機材の調整を行います。途中で変更及び追加する場合は、早急にご相談ください。

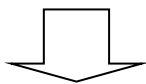
○市の交付金などの対象となる道路河川愛護事業の回数は、各自治会年3回までとなります。(交付金、リース及び借上料)

○1回の道路愛護事業で、市が用意するダンプの台数(市有車・リース車の合計)は、5台までとなります。



2 実施計画書の提出

事業実施日の2週間前までに、実施計画書(様式第1号)を土木課に提出してください。



3 事前準備

事業実施に向けた準備をお願いします。

○市との打合せ

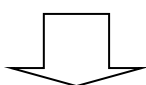
○市有ダンプの集合時間と場所の確認

○当日の連絡先と天候不順の場合の連絡先の確認

○リース車の受け渡し確認(リース車がある場合)

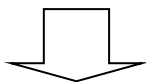
○貸し出し機材、支給資材の受け渡し方法(蓋上げ機、砕石 等)

○自治会の準備資機材の確認(草刈り機、借上車両機械 等)



4 道路河川愛護事業の実施

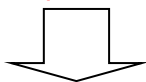
- ・怪我や事故に気を付け安全に実施してください。
- ・天候不順等により中止や順延とする場合には、**当日午前7時**までに**市役所守衛室（576-1111）**に連絡してください。
- ・順延した場合には、再度日程の調整をしてください。



5 道路河川愛護事業終了

市の廃棄物搬入先（笠子廃棄物処分場・内山資材置き場）を利用する場合は、搬入が終了した時点で、**市の携帯電話**にご連絡をお願いします。

※携帯電話の番号が昨年度から変更となります。後日、各自治会長へ携帯電話番号を通知します。



6 道路河川愛護事業実施後

事業実施後**10日以内**に、下記書類を添えた事業実績報告書（様式第2号）を、土木課に提出してください。

〈提出書類〉①事業実績報告書（様式第2号）

②自動車等使用報告書

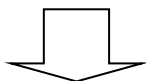
（市の車両、市で頼んだリース車両を除く。）

③車両等の所有者の明細書

④草刈り機所有者の明細書

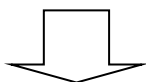
⑤写真（作業前後、作業中）3～5枚

※砕石支給があった場合は別途必要



7 交付金確定通知書と交付金請求書・自動車等使用請求書の送付

土木課で事業実績報告書の書類を審査した後に、交付金確定通知書及び交付金請求書、自動車等使用請求書を自治会へ送付します。

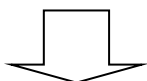


8 交付金等の支払い

交付金等の支払いは、各自治会口座に振り込ませていただきます。

○市から自治会に振り込むもの

- ・ 交付金 当日の参加人員に応じて、お支払いします。参加人数の把握をお願いします。
- ・ 借上料 自治会で用意した機材（ダンプ、草刈り機等）に対して、借り上げ料をお支払いします。なお、市が頼んだリース車両は、除きます。



◆ もし事故が起きてしまったら・・・

- ・ 怪我人救護と安全確保（交通事故の場合は警察への届出も）をしてください。
- ・ 事故について、土木課（576-4545）までご報告ください。

（参考：市が契約する保険内容）

○保険金額・死亡・後遺障害 350万円、入院5,000円/日、通院3,000円/日

特定疾病補償付帯（熱中症など）

○第三者への損害・身体：1名1億円（1事故3億円）、財物：1事故1,000万円

◆道路河川愛護事業でのダンプの使用方法

1 市役所のダンプを使用する場合

市のダンプは、市の職員が運転して現地に出向きますので、次の点に注意してください。

- ① 事前に当日の集合場所を指示してください。(例 ○○公民館駐車場)
- ② 市職員が8時半頃までに、集合場所に到着します。
- ③ 作業は、11時頃までの終了を目安としてください。
- ④ 作業の案内と荷卸しを手伝っていただく方を選んでください。(集合場所からダンプに同乗してもらいます。)
- ⑤ ダンプへの積込は、参加者でお願いします。
- ⑥ ダンプへの廃棄物の混載はしないでください。別紙「廃棄物の搬入と分類について」をご確認ください。
- ⑦ 作業が終わった際は、必ず作業終了を市職員にお伝えください。

2 市がリースした車両を使用する場合

- (1) ダンプ使用台数の調整（自治会・土木課）
必要なリースダンプの台数を決めます。
- (2) リース会社への申し込み（土木課⇒リース会社）
必要な台数を、市がリース会社に申し込みます。
- (3) 自治会への連絡（土木課⇒自治会）
自治会に、申し込んだリース会社をお知らせします。
- (4) リース会社との調整（自治会⇒リース会社）
自治会で、リースの段取りを調整します。
 - ・リース車両の借用の方法
 - ・リース車両の返却の方法
 - ・運転手の手配（自治会で）
- (5) 道路愛護事業の実施
- (6) リース会社への支払い（土木課⇒リース会社）

3 自治会で借用した車両を使用する場合

自治会で借用できるダンプ等があれば、利用していただいても構いませんが、必ず自動車保険等に加入している車両を使用してください。（市の保険対応はできません。）

自治会で借用した車両等につきましては、事業終了後に提出いただく事業報告書で借用機材を確認し、借り上げ料をお支払いします。

◆道路河川愛護事業で使用する資材の支給について

〈申請の方法〉

「資材支給申請書」に必要事項を記入し、必要書類（使用場所を明記した地図）を付けて、実施計画書と一緒に提出してください。

砕石支給の単位は、2t ダンプ1車分（約1 m³）ですので、必要台数を記入してください。（3t ダンプは、1.5車分です。）

なお、支給数量は、調整させていただく場合もあります。

※砕石は事業実施日2日前（金曜日）に支給します。必ず仮置き場を確保してください。

※側溝用の防虫剤を申請される場合は、環境課（576-4533）へご相談ください。

◆蓋上げ機の貸し出しについて

道路河川愛護事業で蓋上げ機を使用する場合は、事前に資材支給申請書を提出していたければ、貸し出しを行なっています。

○湖西地区 （3機）

- ① 事前に、資材支給申請書の提出してください。
- ② 使用する週の金曜日に、土木課にお越しくください。
- ③ 返却は、翌週の平日に土木課までお願いします。

○新居地区 （5機）

- ① 事前に、資材支給申請書の提出してください。
- ② 使用する週の金曜日に、新居地域センターにお越しくください。
- ③ 返却は、翌週の平日に新居地域センターまでお願いします。

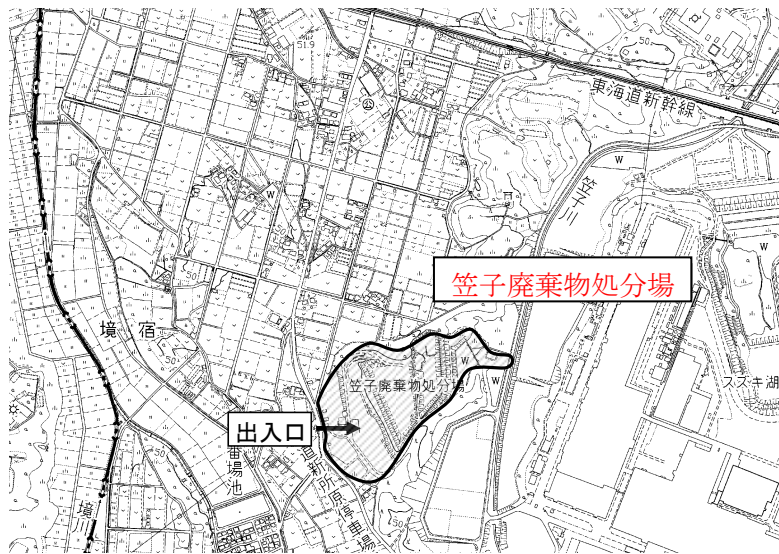
◆廃棄物の搬入先と分類について

1 廃棄物の搬入先

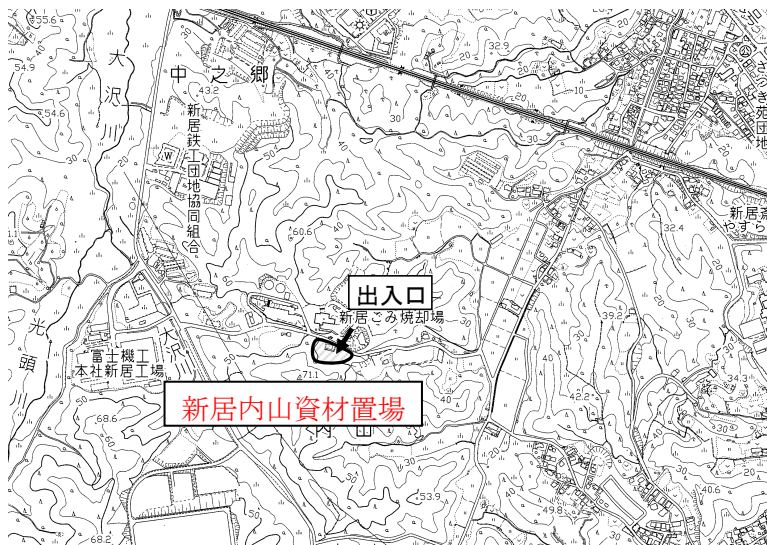
○湖西地区は、全て笠子廃棄物処分場になります。搬入受け入れは8時半～11時半までです。

※笠子廃棄物処分場は、初回のみ「搬入時」と「帰り」の2回計量をお願いします。

(2回目からは搬入時のみ。)



○新居地区は、全て新居内山資材置場（旧内山焼却場南側）になります。搬入受け入れは8時半～11時半までです。



※内山の町内を通らないようにお願いします。

2 廃棄物の分類

収集した廃棄物は、次の4種類に分類して、搬入してください。

①②③は資源物としてリサイクルしますので、必ず守っていただくよう作業される方へ周知をお願いします。

	分 類	搬入上の注意
①	草	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り土は落としてください。 ・<u>ごみやビニール紐・袋は、必ず除いてください。</u>
②	木枝類（幹）	<ul style="list-style-type: none"> ・木枝類は、幹と枝は切り分け、<u>幹だけ</u>にしてください。 ・ダンプからはみ出さないように切ってください。
③	木枝類（枝） 笹・竹	<ul style="list-style-type: none"> ・木枝類は、幹と枝は切り分け、<u>枝だけ</u>にしてください。（<u>ごみやビニール・紙紐は必ず除いてください。</u>） ・竹は、枝を払ってください。 ・ダンプからはみ出さないように切ってください。
	土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかり水を切って、走行中に泥が流れ出ないようにしてください。 ・土のう袋やビニール袋は、<u>必ず除いてください。</u>

注1) 混載で搬入された場合には、運搬先で分別していただきます。ごみが混ざったまま搬入された場合は、その場ですべて取り除いていただきます。

注2) 土砂と草、木枝類は混載しないでください。

★ゴミの混入例

道路河川愛護事業において、草の中にごみが混入された状態で、笠子廃棄物処分場に搬入された事例です。

参加者の方々にも、分別を徹底していただくようご指導をお願いします。



ごみ(紙屑)



ガラス

警告

● 服装について

長袖、長ズボンで身体に合った作業着を着用してください。作業着は、ボタンやファスナを確実に閉じてください。また、裾じまり、袖じまりをよくしてください。

さらに、腕カバーを着用してください。

ヒモのついた服、だぶだぶの服、ネクタイ、ネクレスなどは、着用しないでください。本機や雑草などからなる原因となります。

髪の毛の長い人は、髪を肩より上でまとめてください。

● 保護具について

・ 保護メガネ (ゴーグル)

刈刃部から飛んでくる物から目を保護するため、保護メガネを着用してください。

・ 保護帽 (ヘルメット)

頭上の木の枝や、落下物から頭を保護するため、保護帽を着用してください。

・ フェースシールド

飛来物や飛散物から顔を保護するため、フェースシールドを着用してください。

・ 耳覆い (イヤーマフ) ・ 耳栓

騒音から聴力を保護するため、耳覆いや耳栓などの聴力保護具を着用してください。

・ 防振手袋

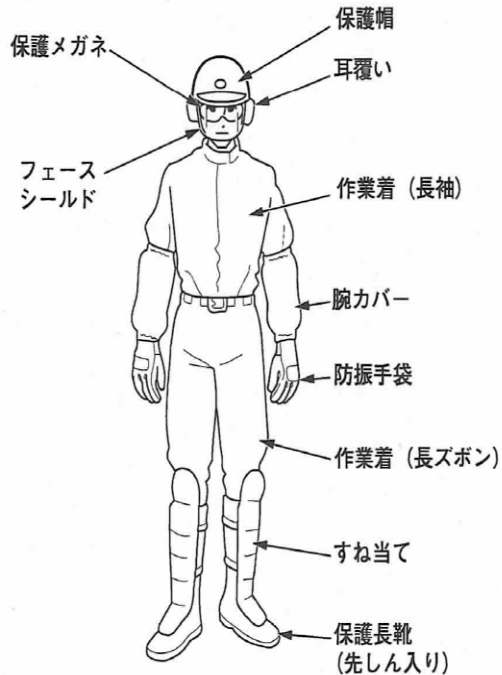
手の保護のため、防振手袋を着用してください。

・ 保護長靴

刈刃部から飛んでくる物から足を保護するため、底に滑り止めのついた保護長靴 (先しん入り) を着用してください。作業靴 (先しん入り) を着用する場合、すね当てを併用してください。

・ 防塵マスク

アレルギー性鼻炎 (花粉症) などの症状が出やすい人は、花粉の吸い込みを減らすため、薬局などで売っている使い捨て防塵マスクの着用をおすすめします。



警告

- 本機の保持位置を調整してください。
本機は肩掛けバンドに取付け、身体の右側に保持します。調整はエンジンを停止し刈刃カバーを付けた状態で、肩掛けバンドの長さを変えて行います。刈刃が地面から約10cmの高さになるように調整してください。
極端に身長の高い人は、本機を正しい位置に保持できない場合があります。刈刃に足がとどく場合、本機を使用しないでください。
- 本機の前後バランスを確認してください。
エンジンを停止し刈刃カバーを付けた本機を正しい位置に保持し、刈刃を地面から約10cmの高さにします。次に両手をハンドルから離しハンドルにそえるようにして、刈刃の高さが大きく変化しないことを確認します。
刈刃側が浮き上がり、ヒザより高くなる場合は、調整が必要です。このままの状態、本機を使用しないでください。



● 作業中

- 作業者を中心に半径 15m 以内の範囲に人や動物を近づけないでください。事前に人や動物がいないことを確認し、近づいてきた場合エンジンを停止し刈刃の回転を止めてください。
作業を補助する人、協同作業を行う人も15m以上離れて作業してください。なお、事前にエンジン停止などの合図を決め、作業時に使用してください。
回転する刈刃に触れると大ケガをします。また、飛散物でケガをするおそれがあります。
- 作業中は、刈刃部をヒザより高く持ち上げないでください。
刈刃部からの飛散物が目や顔に当たる可能性が高くなります。
- 本機が突然に異常な振動を起したら、ただちにエンジンを停止してください。突然の振動は、刈刃などの損傷や、ネジのゆるみなどの故障が考えられます。
故障の原因を調べ、修理するまでエンジンをかけないでください。
- 刈刃に針金などがからまると、針金などがムチのように振り回されます。ただちにエンジンを停止し、針金などを取除いてください。
- 本機を地面に置く前に、エンジンを停止し、刈刃の回転が止まったことを確認してください。
スロットルレバーを戻し、エンジンをアイドリング状態にしても、直後は刈刃が惰性で回転しています。
- スロットルレバーを戻し、エンジンをアイドリング状態にしても、刈刃が回転しつづける場合は異常です。アイドリング回転数の調整が必要です。お買いあげ販売店にご相談ください。
- 刈刃を地面にくい込ませないでください。石などが飛散し飛んでくるおそれがあります。

警告

- 刈刃を石、樹木、杭、コンクリート構造物などの硬質固定物に接触させないでください。

刈刃が硬質固定物などの障害物に接触した瞬間、刈刃部がはね返される、キックバックが起こります。キックバックが起こると、本機が思わぬ動きをするため、正常な操作ができなくなるおそれがあります。

また刈刃が損傷したり、障害物が砕けたりして、破片が飛散するおそれがあります。

- 刈刃の動かし方は右から左に操作してください。逆に左から右へ操作するとキックバックにより危険な現象が起きます。この操作はしないでください。

- 刈刃が障害物に接触した場合、ただちにエンジンを停止してください。刈刃の回転が止まった後、刈刃の損傷を点検してください。刈刃にヒビ、曲り、過熱による変色、極端な磨耗など損傷がある場合は、使用できません。

ヒビの入った刈刃を使用すると、刈刃の破片が飛散するおそれがあります。

- 振動と冷えによる傷害について

刈払機を操作する人の体質によっては、指にチクチク・ヒリヒリする痛みを感じ、さらには指先が白くなり感覚がなくなる症状が現われることがあります。これらの症状は、原因が振動と冷えに関係あるとされています。症状の現われる限度が未解明であるため、次の項目をお守りください。

- ・ 刈払機での作業時間を制限してください。

1日の作業を刈払機を使用するものと、他の作業とを組合せ、振動を受ける時間を減らしてください。

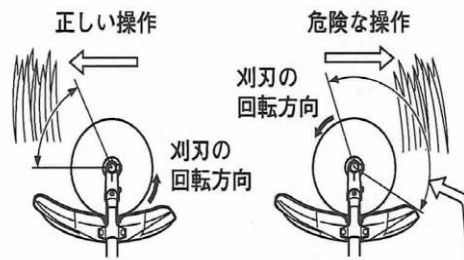
- ・ 身体を温かく保ってください。特に手、手首、腕を温かくしてください。

- ・ 血行をよくするため、ひんぱんに休息をとり、腕の運動を行ってください。

また作業時間内の喫煙は、やめてください。

- ・ 指に不快感、赤み、腫れが現われた場合や、指が白くなったり、指の感覚がなくなったことのある場合は、医師の診察を受けてください。

キックバック



この範囲で刈刃が硬いものに当たると、反動で刈刃が運転者側（自分の方向）へはねかえされます。

- 反復作業による傷害について

一定の反復する動きを長く続けると、反復作業による傷害のおそれが高くなります。傷害の原因を減らすため、次の項目をお守りください。

- ・ 手首を曲げたまま、伸ばしたまま、ひねったままの状態で行わないでください。

- ・ 反復作業の影響を最小限にするため、定期的に休息をとってください。

また反復作業を行うときは、ゆっくりとゆとりをもって作業してください。

- ・ 指、手、手首、腕にズキズキする痛みやマヒを感じた場合は、医師の診察を受けてください。

- (参考) 厚生労働省では、作業者の健康管理のため次のような基準が設けられています。

作業は連続3日を限度として

1回の連続作業時間	30分	以内
1回の連続作業後休憩	5分	以上
1日の作業時間	2時間	以内が望ましい
1週の作業日数	5日	以内
1月の作業時間	40時間	以内

雨期や気温が高い中での作業となり、作業中の怪我や熱中症等による事故の報告が増えています。下記のポイントに注意して、怪我や熱中症を予防しましょう。

①こまめな休憩と水分・塩分補給



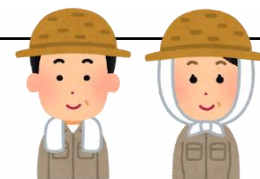
- ・涼しい日陰などで作業服を脱いで休憩し、体温を下げましょう。
- ・喉が渇いていなくても 20 分おきにコップ 1~2 杯以上を目安に水分補給をしましょう。
- ・水分補給は、微細な氷の粒が入ったアイスラリーや経口補水液がおすすめです。

②熱中症対策アイテムの活用



- ・帽子や吸湿速乾性の衣服を着用しましょう。
- ・ファン付き作業服やネッククーラーを着用することで、涼しさを感じながら作業することができます。

③単独での作業を避ける



- ・熱中症や怪我をしてしまった場合、早期発見、対処が大切です。
- ・なるべく複数名で作業を行い、時間を決めて連絡を取り合うなど、状況を確認しあうようにしましょう。

④安全対策の徹底

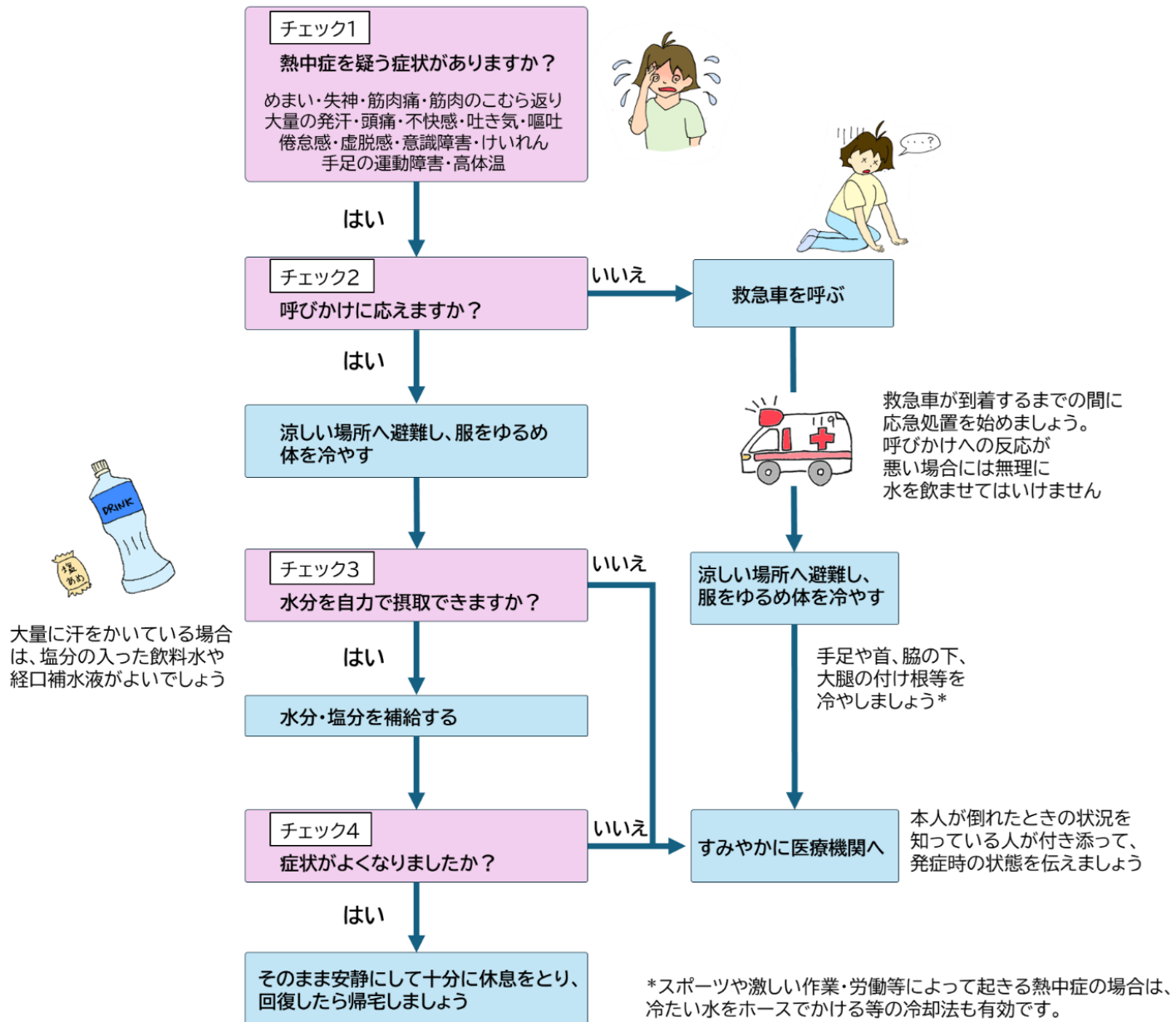


- ・使用する前に、草刈機など使用する道具や車両の点検を行いましょう。
- ・作業時の服装は長袖、長ズボン等、体の防護に配慮したものを選び、作業内容に応じて、ヘルメットや保護メガネ、長靴を着用しましょう。
- ・高所や傾斜地での作業は、安定姿勢を確保したうえで刃先の届く範囲で行い、無理な作業は控えましょう。

(参考：熱中症対策研修テキスト,農林水産省)

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら…。
落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。
最初の処置が肝心です。



(出典：熱中症環境保健マニュアル～総論～ 2025年7月版)

◆もし事故が起きてしまったら…

怪我人の救護や安全確保を最優先し、状況に応じて救急車（119番）を呼んだり、交通事故等の場合は警察（110番）へ連絡してください。

道路愛護終了後、事故の詳細について土木課までご報告ください。

土木課 管理・用地係
Tel 053-576-4545
FAX 053-576-1897
Mail doboku@city.kosai.lg.jp

【様式集】

1. 道路河川愛護事業実施計画書（様式第1号）
2. 資材支給申請書
3. 道路河川愛護事業実績報告書（様式第2号）
4. 自動車等使用報告書
5. 所有者の明細（車）
6. 所有者の明細（草刈り機）

※様式がデータで必要な場合は、下記アドレスまで自治会名と様式が必要な旨を入力の上メールしてください。様式データをメールでお送りいたします。

土木課 Mail : doboku@city.kosai.lg.jp

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

（宛先）湖西市長

自治会名

自治会長名

道路河川愛護事業実施計画書

自治会名	
実施年月日	令和 年 月 日
実施当日の 連絡者名・ 携帯番号等	（市指定の廃棄物搬入先を利用する場合は必ず記入）
実施場所	
参加予定人員	名
作業の内容	
備 考	市有車両借用希望 台
	蓋上げ機 台
	砕石希望（2 t車） 台
	市指定の廃棄物搬入先利用の有無 有 ・ 無

令和 年 月 日

(宛先) 湖西市長

自治会名

自治会長名

資材支給申請書

下記道路・河川愛護等維持補修のため、必要資材を支給くださいますよう申請いたします。

記

1. 道路・河川名

2. 資材名

3. 使用目的

4. 使用場所

5. 使用予定日 令和 年 月 日

6. 資材仮置場

7. その他

※ 碎石等支給の場合には必ず位置図をつけてください。

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

（宛先）湖西市長

自治会名

自治会長名

道路河川愛護事業実績報告書

自治会名	
実施年月日	令和 年 月 日
実施場所	
参加人員	名
作業の内容	
備考	

令和 年 月 日

(宛先) 湖西市長

自治会名
自治会長名

自動車等使用報告書

令和 年 月 日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり報告します。

記

自動車等の明細

車 種	台数	備考
大型ダンプ (4 t)	台	
小 型 ダ ンプ	台	
普 通 ト ラ ッ ク	台	
軽 ト ラ ッ ク	台	
草 刈 機	台	
チ ェ ン ソ ー	台	
シ ョ ベ ル 系 統	台	
そ の 他	台	
計	台	

※ ショベル系統・その他がある場合は積算資料として写真等使用物がわかるものを添付してください。

記入例

令和 **8**年 **4**月 **24**日

(宛先) 湖西市長

自治会名 **〇〇自治会**
自治会長名 **湖西 太郎**

資材支給申請書

下記道路・河川愛護等維持補修のため、必要資材を支給くださいますよう申請いたします。

記

1. 道路・河川名 **〇〇地区内道路**
2. 資材名 **碎石 2台**
3. 使用目的 **非舗装道路の補修**
4. 使用場所 **地図に明記（別紙添付）**
5. 使用予定日 **令和 8年 5月 10日**
6. 資材仮置場 **〇〇地区集会所 駐車場**
7. その他

※ 碎石等支給の場合には必ず位置図をつけてください。

記入例

様式第2号（第4条関係）

令和 **8**年 **5**月 **22**日

（宛先）湖西市長

自治会名 ○○自治会
自治会長名 湖西 太郎

道路河川愛護事業実績報告書

自治会名	○○自治会
実施年月日	令和 8 年 5 月 10 日
実施場所	○○地区の道路及び側溝水路等
参加人員	73 名
作業の内容	側溝水路の土砂除去 路肩・水路脇の雑草・雑木の刈払い
備考	

記入例

令和 8年 5月 22日

(宛先) 湖西市長

自治会名 ○○自治会
自治会長名 湖西 太郎

自動車等使用報告書

令和 8年 5月 10日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり報告します。

記

自動車等の明細

車種	台数	備考
大型ダンプ(4t)	台	
小型ダンプ	2台	
普通トラック	2台	
軽トラック	1台	
草刈機	10台	
チェーンソー	2台	
ショベル系統	台	ショベル系統・その他がある場合は積算資料として写真等使用物がわかるものを添付してください。
その他	台	
計	17台	

公園愛護活動について

【依頼時期】

令和8年4月から令和9年3月

【要 旨】

地域住民の参加による公園愛護活動の実施をお願いします。

「自分たちの公園は、自分たちの手で！」

公園や緑地は、市民の皆様がレクリエーションや憩いの場として利用する、大切な地域の財産です。

地域の皆様が、安全で快適に公園を利用していただくためには、行政主導型の公園管理では解決できない問題も増えていることから、市では、地域と行政の協働とパートナーシップによる公園管理を進めています。

公園の現状と課題

市内の公園は、現在140ヶ所ほどで、公園の規模や環境、利用状況など、公園をとりまく状況も様々となっています。

公園は、誰もがいつでも自由に利用できる公共施設ですが、施設の破損やごみの散らかしなど、最低限のルールを守らない人も増えてきています。

迷惑行為をしても誰か（行政）が後始末をしてくれるので、自分たちには関係ないことだと考える人も多く、「地域の財産」「自分たちの公園」という認識が欠けているようにも感じます。

公園管理と市民参加

公園は、地域の皆さん共有の財産です。

市では「自分たちの公園は、自分たちの手で！」を合言葉に、公園の清掃や除草、ゴミ処理やトイレ清掃などの日常的な管理につきまして、市民の参加をお願いします。現在、公園周辺にお住まいの方や公園を利用されている方などが中心となって、自治会や町内会等の団体にご協力いただいております。

これからの公園の管理

日本の公園は、元々は町の井戸端会議や鎮守の森の子供の遊び場として始まったもので、日常生活に密着したものでした。そのため、そこには常に地域の目があり、住民の手が存在していたことから、これらの場所は、地域の財産として、いつも美しく安全に保たれていたものです。

そのため、これからの公園管理では、行政主導型から住民参加型へのシフトが必要だと考えています。

地域住民と行政の協働とパートナーシップによる連携により、地域の方々が自主的に公園管理に参加し、公園を守り育てることで公園への愛着が生まれます。

また、地域住民が日常的に管理をしている姿を、子供たちだけでなく多くの市民の方々の見ることにより、公園に対する愛護精神が高まることも期待されます。

また、これらの活動を通して、地域コミュニティーの場としての活用も期待されるものです。

「自分たちの公園は、自分たちの手で！」を合言葉に、地域の公園を守り育てる公園愛護活動に参加してみませんか？

公園愛護活動の概要

1. 参加団体 自治会に所属している有志及び団体
(老人クラブや趣味のサークルなど)
2. 管理業務 ①公園の清掃及び除草等
②公園ゴミの処理
③遊具等の異常通報 (異常発見時の通報)
④トイレ管理 (清掃・トイレトペーパー補充)
※管理作業報告書等を提出していただきます。
3. 委託契約 委託契約を締結します。 (原則は公園のある自治会)
4. 委託料 委託契約の内容に応じて、委託料をお支払いします。
(基準額+公園面積加算+トイレ加算)
5. その他 本年度から参加される団体の活動は、予算の都合上、10月以降となります。
6. 申込方法 本年度からの参加をお願いできる団体は、7月末までに土木課へ申し出てください。

追伸 現在参加されているほとんどの団体は、委託料を団体の活動費に充てています。

土木課 管理・用地係
Tel 053-576-4545
FAX 053-576-1897
Mail doboku@city.kosai.lg.jp

プロジェクト「TOUKAI-0⁺」耐震関係の補助制度について

■大規模地震から生命や財産を守るため、昭和56年5月以前に建築された住居用に使用される木造住宅耐震補強に関する補助を行っています。

【木造住宅の耐震改修の補助】

対象 耐震性がないと診断された住宅について、耐震補強を計画しそれに基づく耐震補強工事を行う場合

内容 最大115万円を補助

【木造住宅の除却の補助】

対象 耐震性がないと診断された住宅を除却する場合

内容 最大30万円を補助 ※条件により移転費も最大10万円を補助

■住宅全体を補強する耐震補強工事よりも費用や工期を抑えることができる耐震シェルター・防災ベッドの整備を支援する補助金制度を創設しました。

【耐震シェルター・防災ベッドの整備補助】

対象 昭和56年5月以前に建築された住居用に使用される木造住宅に耐震シェルター・防災ベッドを設置する場合

内容 ①耐震シェルター（1戸につき1台分）

②防災ベッド（1戸につき最大2台まで）

耐震シェルター・防災ベッドのどちらの補助も最大40万円

※高齢者等世帯は最大50万円

■道路沿いのブロック塀などの撤去に対して補助制度があります。その中でも、防災上重要な道路沿い（湖西市緊急輸送路沿道）のブロック塀には、補助制度を拡充しています。

【緊急輸送路に面したブロック塀など】

対象 ①ブロック塀などの撤去費用

②ブロック塀などを撤去し、新たにフェンス等を設置する費用

③ブロック塀などを撤去し、新たに生け垣や植え込みを設置する費用

※②と③は併用不可

内容 ①1敷地で最大132,000円

②1敷地で最大80,000円

③1敷地で最大164,000円

【緊急輸送路以外の道路に面したブロック塀など】

対象 ブロック塀などの撤去費用

内容 1敷地で最大10万円

※詳しくは別紙チラシをご覧ください

建築住宅課

Tel 053-576-4549

Mail kenchiku@city.kosai.lg.jp

プロジェクト

TOUKAI [東海・倒壊] - 0+

湖西市では静岡県と連携して、木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）-0+」を実施しています。

対 象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅で現在、居住されている住宅

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価された方は①～③の補助制度を活用しよう！

①耐震改修補助
(計画工事一体型)

**最大
115万円**

②除却事業補助 + ③移転事業補助

※高齢者等世帯に限る

**最大
30万円**

**最大
10万円**

※耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法にて実施すること。

費用、工期を抑えて、命を守る対策を希望する方は④の補助制度を活用しよう！

④耐震シェルター・防災ベッド整備補助

**最大 一般40万円
高齢者等世帯50万円**

※耐震シェルター・防災ベッド整備補助の申請には耐震診断の結果は不要です。

各種補助には条件があります。詳細は下記までご相談ください。

【担当】湖西市建築住宅課 (053-576-4549) まで (市役所庁舎3階)

耐震シェルター・防災ベッド

整備事業補助金のご案内

住宅全体を補強する耐震補強工事よりも**費用や工期を抑えることができる**

耐震シェルター・防災ベッドの整備を支援する補助金制度を創設しました！！

■補助金交付対象者

居住用に使用されている、昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅の所有者又は居住者が耐震シェルター又は防災ベッドを整備する場合に補助金を交付します。

■補助金額

耐震シェルター (1戸につき1台分)	耐震シェルター・防災ベッドのどちらの補助も 整備経費の3分の2以内の額(上限40万円) ※高齢者等世帯は6分の5以内の額(上限50万円)
防災ベッド (1戸につき最大2台まで)	



■補助の条件

- (1) 補助対象の住宅内の1階に市長が認める耐震シェルター・防災ベッドを整備すること。
※市長が認める耐震シェルター・防災ベッドの一覧は湖西市ウェブページにてご確認ください。
- (2) 過去に以下の補助金の交付を受けている場合は補助を受けることができません。

①木造住宅耐震改修事業(補強計画一体型)	③防災ベッド整備事業
②耐震シェルター整備事業	④湖西市木造住宅耐震補強助成事業
⑤湖西市建築物等耐震改修促進事業	
- (3) 耐震シェルター・防災ベッド補助の併用はできません。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



耐震シェルター・防災ベッド整備に対する補助金

【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課
〒431-0492 湖西市吉美 3268
TEL: 053-576-4549 FAX: 053-576-1897

裏面 申請の流れの説明→

耐震シェルター・防災ベッド整備事業 補助金申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・ 添付書類：申請書裏面に記載の通り。
↓	
③ 「交付決定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
④ 事業着手	事業内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出し、変更交付決定通知書の交付が必要となります。
↓	
⑤ 事業完了	
↓	
⑥ 「完了報告書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可 ・ 添付書類：申請書に記載の通り ・ 施工前と施工後の写真は同じ位置で撮影したものを提出してください。
↓	
⑦ 完了検査（現地確認）	現地にて担当職員が申請書及び完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑧ 「交付確定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑨ 請求書の提出	交付確定通知書の交付後、速やかに提出すること。 ※最終期限を2月上旬とします。
↓	
⑩ 補助金の支払い	

【注意】 ③の交付決定通知の交付前に着工した場合、補助対象外となります！

「緊急輸送路沿道ブロック塀等安全確保事業」 補助制度のご案内

■ 補助対象となる倒壊の危険性のあるブロック塀等 ※①～④の条件を全て満たすもの

- ①倒壊の危険性のあるブロック塀、石塀、れんが塀、その他これらに類する塀
※本制度は組積造の塀のみ補助対象のため、コンクリート塀、万年塀及び門柱は補助対象外。
- ②地域防災計画に位置づけられた、緊急輸送路沿道のブロック塀等
※緊急輸送路とは災害時に緊急車両の通行を確保する重要な路線で、国道301号線や県道3号線などが該当します。詳しくはウェブサイトをご確認ください。
- ③道路面から0.6mの高さを越える塀等
※補助対象は2段積み以上のブロック塀等。
- ④長さが延べ3m以上の塀等

■ 補助内容、補助金額

①	ブロック塀等を撤去する場合	撤去にかかる経費と市算出費用とを比較して、 いずれか少ない額の3分の2以内とし、 1敷地132,000円を限度とする。
②	新たにフェンス等を設置する場合	設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、 いずれか少ない額の3分の1以内とし、 1敷地 80,000円を限度とする。
③	新たに生け垣や植え込みを設置する場合	設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、 いずれか少ない額の3分の2以内とし、 1敷地164,000円を限度とする。 ※③の補助は静岡県の「豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱に基づく緑のいえなみ整備基準」を満たし生け垣等を設置する場合に限ります。

※①と②又は③は併用が可能です。②と③の併用は不可です。

■ 補助の条件

- ・ ブロック塀の場合は全部（基礎、土留め部分を除く）を撤去すること。
- ・ 撤去後に新たに塀等を設ける場合は、建築基準法等に基づく安全な塀（ブロック塀を除く）にすること。また、建築基準法上の道路内には築造しないこと。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金

【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課
〒431-0492 湖西市吉美 3268
TEL:053-576-4549 FAX:053-576-1897

裏面 申請の流れの説明→

湖西市緊急輸送路沿道ブロック塀等 安全確保事業補助制度の補助申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・ 添付書類：申請書に記載の通り。 ・ 添付書類の見積書は補助対象部分のみが記載された見積書を提出して下さい。
↓	
③ 現地確認	現地にて担当職員が交付申請書の内容と相違がないか確認します。
↓	
④ 「交付決定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑤ 工事着手	工事内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出し、変更交付決定通知書の交付が必要となります。
↓	
⑥ 工事完了	
↓	
⑦ 「完了報告書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可 ・ 添付書類：申請書に記載の通り ・ 施工前と施工後の写真は同じ位置で撮影したものを提出してください。
↓	
⑧ 完了検査	現地にて担当職員が申請書及び完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑨ 「交付確定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑩ 請求書の提出	交付確定通知書の交付後、速やかに提出すること。 ※最終期限を2月上旬とします。
↓	
⑪ 補助金の支払い	

【注意】④交付決定通知の交付前に着工した場合、補助対象外となります！

「ブロック塀等撤去事業」 補助制度のご案内

湖西市では、地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去を行う場合に補助金を交付しています。

■ 補助対象となる倒壊の危険性があるブロック塀等

※①～④の条件を全て満たすもの

- ①倒壊の危険性があるブロック塀、コンクリート塀、万年塀、石塀、れんが塀、門柱、門袖、その他これらに類する塀
- ②市内の公衆の用に供されている道路に接する塀等
- ③道路面から0.6mの高さを越える塀等
※補助対象は2段積み以上のブロック塀等。
- ④長さが延べ3m以上の塀等



■ 補助金額

事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1mあたり13,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、かつ一敷地につき

100,000円を限度とする。

■ 補助の条件

- ・ブロック塀の場合は全部（基礎、土留め部分を除く）を撤去すること。
- ・撤去後に新たに塀等を設ける場合は建築基準法等に基づく安全な塀（ブロック塀を除く）にすること。また、建築基準法上の道路内には築造しないこと。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金

【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課
〒431-0492 湖西市吉美 3268
TEL: 053-576-4549
FAX: 053-576-1897

裏面 補助申請の流れの説明 →

ブロック塀等撤去事業補助制度 補助申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・ 添付書類：申請書に記載の通り。 ・ 添付書類の見積書は補助対象部分のみが記載された見積書を提出して下さい。
↓	
③ 現地確認	現地にて担当職員が交付申請書の内容と相違がないか確認します。
↓	
④ 「交付決定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑤ 工事着手	工事内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出し、変更交付決定通知書の交付が必要となります。
↓	
⑥ 工事完了	
↓	
⑦ 「完了報告書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可 ・ 添付書類：申請書に記載の通り ・ 施工前と施工後の写真は同じ位置で撮影したものを提出してください。
↓	
⑧ 完了検査	現地にて担当職員が申請書及び完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑨ 「交付確定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑩ 請求書の提出	交付確定通知書の交付後、速やかに提出すること。 ※最終期限を2月上旬とします。
↓	
⑪ 補助金の支払い	

【注意】 ④交付決定通知の交付前に着工した場合、補助対象外となります！

青少年補導員の推薦について

青少年を健全に育成するためには、家庭・学校・地域が力を合わせ、正しい愛情をもって地域の子どもたちを見守り、非行や犯罪の大きな原因である「孤独」という状態を防止することが必要です。

湖西市青少年育成センターでは、青少年の非行を未然に防止し、青少年の健全な育成を図ることを目的に、地区から推薦された方々を中心とした48名に「青少年補導員」を委嘱し、市内8地区に分かれて月1～2回地区内を巡回しています。地域内を定期的に巡回することにより、地域全体の防犯効果も期待されています。

青少年育成センターの活動についてご理解いただき、補導員の推薦をお願いいたします。

【依頼時期】

令和8年11月頃（提出期限は令和9年1月末を予定）

【任期】

令和9年5月1日 から 令和11年4月30日 までの2年間

【依頼人数】

地区	推薦依頼人数	現在の補導員の選出方法
鷺津東	7人	表鷺津2人、鷺津3人、河美2人
鷺津西	3人	古見、川尻、古見以西 各1人
白須賀	4人	P T A 経験者から推薦（2人交代、2人再任）
新 所	3人	自治会長が推薦
岡 崎	7人	上ノ原、新所原、岡崎、大森、梅田 各1人、南上の原2人
入 出	4人	P T A 経験者から推薦
知波田	3人	青平、大知波、利木・横山 各1人
新 居	4人	新居中央、新居南部、浜名、中之郷 各1人

【その他】

- ・地区からの推薦者以外に、市内学校の先生方が青少年補導員として活動します。
- ・青少年補導員には、活動に応じて謝礼が支払われます。

湖西市青少年育成センター
（スポーツ・生涯学習課内）
TEL：053-576-4793
FAX：053-576-1237
Mail：skyoiku@city.kosai.lg.jp

消防団員募集活動のご協力をお願い

平素より、地域防災活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、各地区の消防団活動につきましても、ご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、湖西市消防団では、地域の安全安心を守るため、日頃より火災予防活動や災害時の対応に努めております。

近年、全国的に大規模火災や地震、台風等による甚大な被害が各地で発生しており、地域防災の要である消防団に寄せられる期待と役割は、ますます重要性を増しております。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、消防団員数は減少傾向にあり、団員確保に向けた募集活動は厳しい状況に直面しております。地域防災力の維持・向上のためにも、新たな団員の確保が急務となっております。

つきましては、各自治会の皆様におかれましては、下記のとおり消防団員募集に向けた一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご協力をお願い】

- ・自治会各種会合でのご周知
- ・入団希望者のご紹介 等

消防団活動は、地域に暮らす住民自らが地域を守る重要な取り組みです。

安全安心なまちづくりのため、ご支援をよろしくお願いいたします。

【参考資料】

【入団の資格】 <ul style="list-style-type: none">・市内に居住、勤務、通学する方・18歳以上の方・心身ともに健康な方	【入団後の処遇】 <ul style="list-style-type: none">・階級に応じた年額報酬、出動手当を個人へ支給・負傷時の公務災害補償制度・退職報償金（一定期間以上勤務）の支給
【平常時の主な活動】 <p>月例訓練（訓練礼式・放水訓練・機関員訓練・震災対策訓練・救急訓練ほか） 火災予防広報（防火パレード・夜警パトロール） 行事（入退団式・出初式・総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練・地元行事）</p>	
【災害時の活動】 <p>火災・風水害・大規模災害等</p>	

【担当】

湖西市消防本部 消防総務課

消防団係 伊田・伊藤

電話 053-574-0211

FAX 053-574-0215

令和8年度社会福祉協議会一般会費（世帯）納入のお願い

社会福祉協議会一般会費の納入にご協力をお願いいたします。

※会費納入については、指定口座への振込みにてお願いします。

【要 旨】

湖西市社会福祉協議会は、「誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会」を目指し、地域福祉の推進に取り組んでいる民間の福祉団体です。地域の皆さまからのご協力によって支えられ、各種福祉活動を行っています。つきましては、各世帯から納入される会費についてご協力をお願いします。

【会 費】 社会福祉協議会一般会費（年会費） 1世帯500円

【納入期限】 令和8年6月30日（火）

【納入方法】

各自治会で取りまとめていただき、指定口座へお振込みください。また、一般会費を納入された世帯には、社会福祉協議会「一般会費」納入のお礼・領収書の配付をお願いします。

※振込にかかる手数料については、集めていただいた会費より負担してください。

【振込先金融機関】

①とぴあ浜松農業協同組合鷺津支店 普通 No.39818

口座名義 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 会長 もりのぶお 森宣雄

②静岡銀行湖西支店 普通 No.2669

口座名義 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 会長 もりのぶお 森宣雄

【その他】 詳細については、4月15日配付の資料（手提袋内）をご確認ください。

（事務局）

社会福祉法人湖西市社会福祉協議会

湖西市新居町浜名 575

担当：総務企画係 古橋和子

TEL：594-5511 / FAX：543-5567

E-mail：shakyo@kosai-sk.or.jp

令和 8 年度赤い羽根共同募金
（一般募金・歳末たすけあい募金）運動における戸別募金のお願い

赤い羽根共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）運動における戸別募金（各世帯へお願いする募金）のご協力をお願いいたします。

【要 旨】

共同募金は、皆さんのたすけあいの心に支えられた福祉活動で、ボランティア活動や地区社会福祉協議会の活動助成のほか、社会福祉施設・団体への機器整備や事業費への助成などに役立てられている地域福祉の推進を目的とした募金です。

【募金目安額】・一般募金 1世帯300円
・歳末たすけあい募金 1世帯200円

【事前説明会】 令和 8 年度赤い羽根共同募金運動説明会
令和 8 年 9 月 11 日（金） 19：00～ 健康福祉センターおぼと 研修室
※改めて各自治会長様宛てに案内文書を送付します。

【納入期限】 令和 8 年 12 月 18 日（金）

【納入方法】 一般募金・歳末たすけあい募金について、各自治会で取りまとめのうえ、ご納入をお願いします。

【その他】 詳細については、9 月 11 日開催予定の赤い羽根共同募金運動説明会にてご説明します。

（事務局）
湖西市共同募金委員会
（社会福祉法人湖西市社会福祉協議会）
湖西市新居町浜名 575
担当：総務企画係 古橋和子
TEL：594-5511 / FAX：543-5567